

## 京都市医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市内に居住する医療的ケア児、重症心身障害児その他障害の程度がこれらの者と同程度以上と認められる障害児又は障害者が安定した日常生活を営むための福祉サービスの利用の促進、その家族等の負担の軽減等を図るため、医療型短期入所を実施する者に対し、京都市補助金等の交付に関する条例（以下「条例」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 医療的ケア児 人工呼吸器を装着している障害児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。
- (4) 重症心身障害児 児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱において補助の対象とする事業は、指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院において法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行うものに限る。）が、次に掲げる者に対して短期入所を行う場合に、当該者の介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために必要な措置を講じる事業とする。

- (1) 医療的ケア児
- (2) 人工呼吸器を装着している障害者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害者
- (3) 重症心身障害児
- (4) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、障害の程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障害児又は障害者

(補助基準額)

第4条 この補助金の補助基準額は、事業を利用して短期入所を行う障害児又は障害者1人につき1日当たり1万円とする。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の額は、補助基準額と次の各号に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ないほうの額について、予算の範囲内において交付する。

- (1) 居宅介護（法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。）を行う事業者から居宅介護の提供に当たる従業者の派遣を受ける事業
- (2) 訪問看護（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。）又は訪問看護事業（健康保険法（大正11年法第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所から看護師その他の訪問看護の提供に当たる従業者の派遣を受ける事業
- (3) (1)及び(2)に掲げる事業のほか、短期入所を行うに当たり介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために市長が必要と認める事業

(交付申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市医療的ケア児者等短期入所受入強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

(決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、条例第12条第1項又は第2項の通知をするものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業完了速やかに京都市医療的ケア児者等短期入所受入強化事業補助金実績報告書（第2号様式）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(関係書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業の収支に係る帳票やその他事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは補助金の交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を使用せず、又は補助金交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。